

令和8年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和8年6月16日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 同意第 2号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第 6 | 同意第 3号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第 7 | 同意第 4号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第 8 | 同意第 5号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第 9 | 同意第 6号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第10 | 同意第 7号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第11 | 同意第 8号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第12 | 同意第 9号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第13 | 同意第10号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第14 | 同意第11号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第15 | 同意第12号 | 新冠町農業委員会委員の任命について |
| 第16 | 同意第13号 | 新冠町教育委員会委員の任命について |
| 第17 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第18 | 報告第 2号 | 例月出納検査の結果報告について |
| 第19 | 報告第 3号 | 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について |
| 第20 | 報告第 4号 | 放棄した債権の報告について |
| 第21 | 報告第 5号 | 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書） |
| 第22 | 承認第 2号 | 専決処分について（新冠町税条例の一部を改正する条例について） |
| 第23 | 承認第 3号 | 専決処分について（新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 第24 | 承認第 4号 | 専決処分について（令和7年度新冠町一般会計補正予算 3/31） |

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第25 | 承認第5号 | 専決処分について（令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 3/31） |
| 第26 | 議案第27号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 第27 | 議案第28号 | 新冠町税条例の一部を改正する条例について |
| 第28 | 議案第29号 | 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第29 | 議案第30号 | 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第30 | 議案第31号 | 新冠町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第31 | 議案第32号 | 令和8年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第32 | 議案第33号 | 令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 酒井益幸君 | 2番 海馬澤真紀子君 |
| 3番 長浜謙太郎君 | 4番 中山千鶴子君 |
| 5番 野中一生君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 秋山三津男君 | 8番 但野裕之君 |
| 9番 武藤勝國君 | 10番 武田修一君 |
| 11番 氏家良美君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 山本政嗣君 |
| 副町長 | 佐藤正秀君 |
| 教育長 | 下川徳久君 |
| 総務課長 | 島田和義君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 谷藤聡君 |
| 産業課長 | 鷹觜寧君 |
| 保健福祉課長 | 新宮信幸君 |
| 建設水道課長 | 関口英一君 |

建設水道課参事	寺西 訓 君
農業委員会事務局長	三宅 範 正 君
会計管理者兼税務課長	今村 力 君
診療所事務長	杉山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	湊 昌 行 君
管理課長	佐々木 京 君
社会教育課長	竹内 修 君
総務課総括主幹	小林 和 彦 君
企画課総括主幹	楫川 聡 明 君
町民生活課総括主幹	曾我 和 久 君
町民生活課総括主幹	下川 広 司 君
産業課総括主幹	磯野 貴 弘 君
保健福祉課総括主幹	二本柳 成 児 君
社会教育課総括主幹	坂元 一 馬 君
代表監査委員	妹尾 巨 知 君

◎議会事務局

議会事務局長	田村 一 晃 君
議会事務局庶務係長	榊 拓 己 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

- 議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。
ただいまから令和8年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、2番、海馬澤真紀子議員、3番、長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は本日から6月22日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月22日までの7日間とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。議案等調査のため、6月17日、18日及び6月20日、21日の4日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。
よって、6月17日、18日及び6月20日、21日の4日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。
次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本日、令和8年第2回新冠町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

議長から発言の許可を頂きましたので、令和8年第1回定例会以降の主要な行政の動向につきまして、項目の順に従い御報告を申し上げます。

はじめに、町有牧野におけるヨーネ病の清浄化について御報告いたします。町有牛のヨーネ病につきましては、令和元年度の法定検査におきまして患畜牛が確認されて以来、発生農場として防疫対策を講じた上で、家畜保健衛生所による定期検査を受検してまいりました。

発生農場の指定解除のためには、最終の患畜牛確認以降、2年間で5回の検査における陰性確認と、その後の環境検査においても陰性が確認されることが必要となります。

町営牧野では、令和5年12月以降、患畜牛の確認はされておらず、最終の患畜確認から2年が経過いたしました令和7年12月の検体培養検査の結果、本年3月3日付けで陰性である旨の通知を受けました。

これを受けまして3月5日に、牧場敷地内の環境検査が実施され、翌6日にヨーネ菌の不存在が確認されたところであり、同日付で発生農場としての防疫対策を終了する旨の通知を受領したところでございます。

この間の防疫対策におきましては、家畜保健衛生所や獣医師をはじめとする関係者の皆さんから専門的な御指導や御協力、そして御理解を賜りましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

発生から防疫対策終了まで実に6年半という歳月を要しましたが、今後におきましても継続して防疫対策の徹底に努めてまいりたいと存じます。

次に、A I オンデマンドバスの本格運行の開始について御報告いたします。

利便性の向上と運行効率の改善を目的といたしまして、昨年10月15日から実証事業として運行してきましたA I オンデマンドバスは、自宅前での乗降が可能となるほか、待ち時間の解消など、利用者の身体的負担の軽減が図られるとともに、効率的な運行による経費削減効果も期待される新たな交通体系であります。

一方で、事前予約が必要となりますことから、従来の定時定路線運行からの移行当初に

おきましては、利用方法に戸惑う声も見受けられたわけですが、個別対応や周知活動を継続して行った結果、現在では円滑に利用頂ける状況となっております。

実証事業期間中におきましては、利用者からの意見聴取やアンケート調査を実施し、運行内容の見直しに努めてまいりました。調査において最も多かった買物利用後の帰宅便の時間繰り上げ、これに対する要望を受けまして、運行時間の見直しを行ったほか、静内エリアにおける乗降箇所の変更を行うなど、利用者の声と実態を踏まえた改善を加えてきたところであります。

こうした取組みを経て、本年5月1日、A I オンデマンドバスは本格運行を開始いたしました。

顧みますと、当町の地域公共交通は、人口減少に伴う利用者減少により、民間バス事業者による運行継続が困難となる中におきまして、平成23年の西新冠地区でのデマンドバス運行、さらには平成27年の新冠地区におけるコミュニティバス運行の開始を経て、町内循環バスは、全て町主体の運行へと転換してまいりました。

当時、自治体を中心となって、地域公共交通を支える取組みは、管内においても先進的な事例であったと同時に、多くの困難と、そして責任を伴う決断でもございました。

しかしながら、その決断は、進行する人口減少社会を見据え、将来にわたり地域公共交通を維持するために不可欠な判断であったとも考えます。

そして今、当町の公共交通は、A I オンデマンドバスという新たな段階へと歩みを進めました。

人口減少や高齢化が進行する中におきまして、地域公共交通を維持していくということは、全国的にも大きな課題となっておりますけれども、町は、変化する社会環境に対応しながら、利用者に寄り添った持続可能な公共交通体系の構築に継続して挑戦をしていく必要があると考えております。

A I オンデマンドバスは本格運行を開始したばかりでありまして、その真価は、今後の運用如何によるわけですが、町といたしましては、利用者の声を丁寧に受け止めるとともに、運行事業者をはじめといたします関係者の皆様と連携し、利便性と持続性を兼ね備えた地域公共交通の確立に向け、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、日高德洲会病院の移転改築協議の進捗について御報告いたします。日高德洲会病院の当町への移転改築決定後、建設事業に関わる協議に関しましては、町、そして徳洲会並びに設計事務所が連携いたしまして、施設整備に関わる調整に加え、地域への説明と意見聴取を重ね、多岐にわたる事項につきまして慎重に協議、調整を進めてまいっております。

協議におきましては、病院建設と町特別養護老人ホームの建设工程の調整をはじめ、地域住民の皆様から寄せられた意見、要望をいかに事業へ反映させるか、また、どこまで対応可能であるかという点を中心といたしまして、敷地の環境や地形条件、さらには事業費との調整も含め、多角的な検討を重ねてきたところであります。

また、日高徳洲会病院の移転改築の進捗と国保診療所の閉所に向けた取組みに関しましては、当町の地域医療の継続にとって相互に関連する重要な事項でございますことから、担当レベルでの協議に加え、町と徳洲会との共通認識の形成が必要であると考えまして、6月3日に私が上京した際、徳洲会本部を訪問いたしまして、東上理事長と面談を行っております。

面談におきましては、私から当町診療所の閉所に向けた取組状況と、現在の運営の状況について御説明申し上げるとともに、医療連携の必要性と相互協力が当町地域医療の維持、継続に必須となる旨申し上げましたところ、東上理事長から、当町の事情に御理解を示していただき、徳洲会として考慮していく旨の発言を頂いたところでございます。

また、建設を取り巻く環境が厳しさを増す中にあっても、円滑な事業計画の推進に最善を尽くすとの力強い御発言も頂き、当町の地域医療に対する配慮を感じた次第でございます。

このたびの面談は、町としての現状報告と今後の要請、お願いを中心としたものでございましたけれども、地域医療の継続に向けた認識の共有を図ることができたものと受け止めております。

次に、地域説明会についてでございますけれども、説明会は逐次開催してきておりますけれども、特に2月10日の説明会におきましては、施設建設予定地を住宅地から約90メートル確保いたしまして、傾斜地を活用することで建物の高さを抑制することや、救急車両の進入箇所を病院裏手とするなど、地域住民の生活環境への影響低減を図る計画について説明を行ったところであります。

その上で、地域の皆様からは、住宅地からの更なる距離確保や、駐車車両のライトが住宅地へ届かないよう配慮を求める意見などが寄せられましたので、関係者間で協議を重ねた上で、4月30日に改めて説明会を開催させていただいたところであります。

車両ライトの遮光につきましては、ライトが住宅地へ届かないよう敷地の高さを調整する対応策を御説明した一方で、建設箇所をさらに遠ざけてほしいという要望につきましては、敷地条件等から困難である旨を説明するなど、全ての意見、要望に対応できるものではございませんでしたが、出席者の皆さんから、強い批判的意見はなかったものと受け止めております。

今後は、お示しした建設計画を基本として事業を推進してまいりますけれども、町といたしましては、地域の皆様の声を真摯に受け止め、丁寧な情報提供と相互理解の形成に引き続き努めてまいります。

また、移転改築事業の進捗状況や、地域医療体制の将来像につきましては、広く町民の皆様にもお知らせする機会を適宜設けていく考えでございます。

本事業は、持続可能な地域医療体制を確保し、町民の皆さんが安心して暮らし続けるための重要な取組みでございますことから、地域との調和を図りながら、着実な事業推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、三陸沖地震への対応と避難状況につきまして御報告を申し上げます。

4月20日、16時52分頃、三陸沖を震源といたしますマグニチュード7.7の地震が発生をいたしまして、当町におきましても震度4の強い揺れを観測いたしました。

発生直後の16時55分には、気象庁から津波警報が発表されましたことから、16時59分に災害対策本部を設置し、直ちに沿岸地域に対する避難指示を発令いたしました。

情報の伝達にあたりましては、防災行政無線をはじめ、エリアメールやLアラートを活用いたしまして、迅速な情報発信に努めたところでございます。

地震発生から3時間が経過いたしまして、津波警報が20時15分に注意報へと切り替わったことを受け、津波による緊急の危険性が減少したと判断をいたしまして、20時18分をもって避難指示を解除し、最終的には同日23時45分の注意報解除をもって、当日の災害対応を終えております。

この避難指示に伴う避難所は、役場庁舎をはじめといたしまして、町内で8箇所を開設いたしました。

これら避難所と、新冠温泉の駐車場、西泊津パークゴルフ場の駐車場、日高食肉センター駐車場を合わせた最大避難者数は、約727人でございまして、これは津波浸水想定区域の人口の約25%に相当いたします。

今回の避難におきましても、多くの方が自家用車を利用されており、避難車両は約360台に上りました。

これらの避難経路や避難場所には、町職員を配置いたしまして、誘導を行ったこともありまして、大きな混乱を生じることなく、避難完了できたものと認識しておりますけれども、一部で路上駐車によります交通の妨げとなる箇所も見受けられましたし、避難者の増加による渋滞なども今後予想されますので、今後の大規模な避難に円滑に対応できるよう改善を加えていきたいと考えております。

また、このたびの地震に伴いまして、同日19時30分から4月27日17時までを対象期間とする後発地震注意情報が発表されました。

これは、日本海溝・千島海溝周辺におきまして、さらなる巨大地震が発生する可能性が平時よりも高まっていることを知らせるもので、昨年12月に続く発表となりました。

町といたしましては、防災LINEやメール、町ホームページによる注意喚起を行ったほか、津波浸水想定区域の住民の皆さんには啓発チラシを全戸配布し、確実な備えを呼びかけたところであります。

あわせて、対象期間中の方が一の事態に備え、役場庁舎、本町多目的交流センター、泊津生活館、節婦体育館、大狩部生活センターの5箇所を自主避難所として即座に開設できるよう、警戒体制を維持したところでございます。

今回の地震による人的、物的な被害は発生しておらず、電気、水道などのライフラインや交通機能にも大きな影響は生じませんでした。

また、多くの町民の皆さんが迅速に避難行動を取られたことは、これまでの教訓や津波

避難訓練の積み重ねによる成果であるとも感じております。

しかしながら、昨年から津波警報を伴う地震が頻発しており、いつ、どのような形で大地震が起こるか予断を許さない状況でございますので、今後の備えとして、避難所の運営体制の充実や要配慮者への支援、車両避難のルールづくりなど、取り組むべき課題は数多くあるというふうにも感じております。

これらの課題の解決にあたりましては、行政の取組みはもとより、地域の実情を最も把握されている自治会の皆様の共助の力が不可欠となります。

町といたしましても、各自治会との連携をさらに強め、命を守る防災体制を充実させてまいり所存でございますので、町民の皆様におかれましても、すぐに逃げられる備えや非常持ち出し品の準備など、日頃からの防災意識を一段と高めていただきますようお願いを申し上げます。

なお、本年度も10月上旬に津波避難訓練を実施する予定でございますけれども、このたびの経験と教訓を踏まえ、より実践的な訓練となるよう工夫してまいりますので、住民の皆様の積極的な御参加をお願いを申し上げます。

次に、国保診療所常勤医師の就任見送りについて御報告を申し上げます。

本年5月1日付けで採用を予定しておりました本江正臣医師につきましては、3月下旬から整形外科的疾患による体調不良が続いておりまして、療養に一定の期間を要しますことから、一旦は1か月間の採用延期を決定したところでございます。

しかしながら、4月下旬におきましても症状の回復が見られず、残念ながら採用を辞退したい旨の申出がございましたので、御報告を申し上げます。

町といたしましては、引き続き常勤医師の確保に向けて全力で取り組むとともに、関係各所の応援医師の皆様の御協力を仰ぎながら、外来診療及び休日夜間当直体制の維持に最大限努めてまいり考えでございます。

町民の皆様方には、御不便、御心配をおかけするわけでございますけれども、何卒御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新冠中学校生徒負傷事故に関わる裁判の判決について御報告いたします。

本件は、令和2年10月2日、新冠中学校の特別活動の時間に発生いたしました事故により、生徒Aが歯の一部を破折したケガに対し、この生徒Aが原告となり、新冠町及び生徒Bに対して令和7年7月15日に訴状が提出され、213万1645円の損害賠償が求められた訴訟でございまして、昨年第3回定例会におきまして、町が被告となった旨の行政報告をさせていただいたところであります。

事故の詳細でありますけれども、令和2年10月2日午後2時30分頃に、中学校におきまして特別活動の時間を使い、学年レクレーションとしてテレビ番組を模した鬼ごっこを実施していた際、鬼役となった先生から逃れるために、生徒Aを含む生徒数名が図書室にいたところ、椅子を持っていた生徒Bに他の生徒がぶつかってしまい、手に持っていた椅子を放してしまった際に、その椅子が生徒Aの歯に当たって発生したケガでございます。

訴状提出後、6回に亘ります弁論準備期日が開かれ、原告、被告双方が主張を述べ合っておりま。

学校設置者である町は、学校内で特別活動の時間として実施したレクリエーション中の事故でありますことから、国家賠償法に基づく責任を認め、責任論については争わないという考えで対応する一方で、原告が主張いたします歯科受診以外の治療費、あるいは将来にわたる治療費、通院慰謝料についてはこれを認めず、これについては争うとの方針で代理人弁護士とともに取り進めてまいったところでございます。

判決に至るまでの間、町は代理人弁護士を通じまして医師の意見書を取り、将来的な治療の可能性、事故発生後の治療経過、措置期間の見解など原告の主張に対する準備を進めてきたところであります。

本年3月9日に裁判所にて開かれた進行協議の中におきまして、裁判所から和解案として、25万円を被告が原告に支払う旨の提示がございまして、被告である町と生徒Bはこの和解案に応じる意向で最終の弁論準備期日に臨んだわけではありますが、原告はこれに応じず、和解協議は打ち切れ、そして裁判へと移行することになりました。

5月21日の判決におきましては、被告2名は原告に対し連帯して、25万427円に加えて、事故発生日から支払い済みまでを期限期間とする年3分の割合による遅延損害金の支払いが命じられました。

町は判決内容が和解案の内容とほぼ同額であったこと、将来的な治療費に対する負担は認められなかったことなど、当方の主張が概ね認められたことから、控訴はしない考えを固め、同じく生徒Bも控訴しない意向を確認していたところでございますが、控訴期限である6月8日までに原告からの控訴の意向もなく、判決が確定となりました。

なお、遅延損害金を含めた損害賠償金につきましては、町加入の総合賠償補償保険から支払われることとなります。

また、連帯して支払いを求められておりました生徒Bとの負担割合につきましては、この事故は学校管理下で起きた事故でありまして、生徒Bが故意に起こしたものではありませんことから、町が全額負担する考えでありまして、保険の対象となることも確認をしております。

一連の事故に関わる対応につきましては、これをもちまして終結となるわけではありますが、学校運営におきましては、事故発生の予見、あるいは注意義務など反省すべき点も多く見受けられます。この点につきましては、既に対応を図っているわけでございますけれども、原告生徒、並びに被告となった生徒の心にも大きな傷を負わせてしまったことは事実であります。学校設置者として改めてお詫びを申し上げますとともに、教育委員会を通じ学校運営に一層の注意を払うよう指示をいたしているところであります。事故の再発防止に向けて努めていく考えでございます。

最後に、今定例会に提案をしております案件でございますが、一般議案25件、令和8年度各会計補正予算2件を提案することといたしております。それぞれ提案の際に具体的

に御説明申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定を賜りますようお願い申し上げます。まして行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和8年第1回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

はじめに、町立学校の適正規模、適正配置及び施設整備方針について御報告いたします。

昨年第3回定例会、町長の行政報告において、教育環境の質を高め、子どもたちの健やかな成長を支える基盤づくりのため、老朽化が進む小中学校の改築について、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として協議することが報告されました。

第4回定例会において、私の教育行政報告で町立学校あり方検討委員会を設置し、学校改築に向けた協議を始めたこと、新年度には協議結果についてお示しするとしていたところであります。

学校改築協議に向け、私から町立学校在あり方検討委員会に対し、三つの項目について諮問いたしました。

一つ目、町立学校の施設整備のあり方に関すること。

二つ目、小中学校の再編改築整備に関すること。具体的には、学校種、改築場所に関すること。

三つ目、新しい学校づくりに関すること、についてです。

検討委員会からは、全4回の会議を経て、諮問した三つの項目に対し、それぞれ答申がありました。

教育委員会では、この答申を受け、次のとおり町立学校の適正規模・適正配置及び施設整備方針といたしました。

一つ目の町立学校の施設整備のあり方に関することについては、目指す学校の姿を次のとおりとします。新冠町の教育における上位計画である新冠町教育大綱に示した基本理念、「生きる力を育み、ふるさと愛を深める新冠の教育」に基づき、ふるさと新冠を感じられる特色ある学び舎を目指します。

二つ目の小中学校の再編改築整備に関することについては、次のとおりとします。

建物の棟数は、小中学校で1棟とする。

建物の規模は、現小学校を基本とし、校庭、グラウンド、遊具他附帯施設についても、現在の学校規模を参考に下回ることのないよう考慮する。

学校プール、スクールバス保管庫、児童館機能などについても効率的な運営が可能となるよう、改築の全体構想に含めて協議を進める。

新たな学校の学校種については、目指す学校の姿である「ふるさと新冠」を感じられる特色ある学び舎を実現するため、学習カリキュラムに特色を持つことが可能な義務教育学

校とする。

次に、改築場所につきましては市街地区域内であり、面積が確保され平坦であることを考慮し、候補地を北星町開発用地とする。

ただし、当該地が津波、洪水の浸水区域であることから、改築場所の最終決定時には、3点について十分な議論、要件を付すこととする。

1、津波及び降雨時の浸水想定に耐えられる垂直避難可能施設とする。屋上階に避難スペースを設定する。建設時点での災害発生時の安全想定を確認することとし、具体的には防災機関との建設前の安全確保対策の協議、最新の災害予測による情報の確認、避難者、町民、児童生徒目線での避難対策の意見交換の実施。

これらが当該北星町開発用地を改築先とする場合の要件となります。

三つ目の新しい学校づくりに関することでは、次の2点を方針に盛り込みます。

1点目は、町民が参画した学校施設の構想づくりです。

学校改築の構想時点から、町民、児童生徒が参画することで、地域から信頼され、地域とともにある学校の実現が可能であると考え、町民参画の検討委員会を設置することとします。

2点目は、レ・コード館と連携した生涯教育施設としての役割を担い、地域の核となる学校づくりを目指すこととします。

以上が、教育委員会において決定した整備方針です。

この方針については、町長部局との総合教育会議において検討委員会からの答申を確認し、教育委員会での決定に至っております。

なお、具体的な改築構想につきましては、今後改めて協議を開始することとなりますが、現段階では新冠小学校が改築目安の築60年を迎える令和17年度開設に向けた協議を進めることで考えております。

次に、中学校部活動地域展開への取組みについて報告いたします。

これまで国は、中学校における部活動は、急激な少子化及び教員の働き方改革を見据え、子どもたちが将来にわたり継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会が確保、充実できるよう令和5年度から7年度までを地域移行改革推進期間とし、取組みを呼びかけました。

さらに、今年度から令和13年度までの6か年を地域展開改革実行期間とし、指針に基づき進めているところであります。

新冠町は、令和5年度に協議会設立に向けた準備段階の会議を設置し、令和6年度においてはスポーツ団体、文化団体の各関係者、中学校保護者代表などを委員として構成する部活動地域移行検討協議会を設置し、昨年度まで協議を継続してまいりました。

協議会では、各団体でも指導者や関係者の人材不足が生じていることから、部活動をそのまま受け入れることは難しい状況であること、急激に進む少子化の中、新冠中学校単独での団体スポーツにおけるチーム編成が困難な状況に差し掛かっていることなどの課題を

共有しております。

一方で、試行的に土日を含めた休日の地域展開を視野に野球、卓球で指導のサポートとしてそれぞれの団体から部活動に参画する取組みも行っています。

昨年度末に開催された協議会では、今年度の取組みとして、引き続き各団体と部活動の交流を行うほか、中学生対象のスポーツ教室の開設などを計画しています。

また、国の部活動地域展開に向けたガイドラインに則った新冠町部活動地域展開推進計画を策定し、計画の中で地域クラブ認定制度を創設することとしています。部活動地域展開を進める上で、近隣町とりわけ一部で先行した取組みが行われ、生活圏として隣接する新ひだか町との協議も進めていく予定であります。

一方で、既存の部活動は別として、とりわけ新冠町の特徴や独自性を意識した新たな視点のもとに地域展開を目指し、新冠ホロシリ乗馬クラブと乗馬スポーツ少年団とが連携した馬の町ならではの青少年教育の一環とした新冠中学校馬術部を4月に設置しています。

また、静内高校において同クラブを拠点として、新たに設立された静内高校馬術部とも連携やつながりを形成する中で、その魅力を高めていきたいと考えています。

以上、中学校部活動の地域展開に向けたこれまでと今年度の取組みについて説明いたしました。次年度に向けた推進計画につきましては、骨子案を策定し10月頃には小中学校、保護者などへの説明会を実施し、次年度に向けた体制を整えたいと考えております。次年度全ての部活動が一斉に地域展開できる環境は整えられませんが、地域展開が可能な部活動については順次開始していく意向でありますので、よろしくお願いたします。

以上、第2回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第2号～日程第15 同意第12号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第2号から日程第15、同意第12号、新冠町農業委員会委員の任命について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 同意第2号から第12号、新冠町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

新冠町農業委員会委員に次の者を任命すべく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

農業委員の任命につきましては、平成28年以降公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。また、任命にあたりましては、1点目に認定農業者が原則委員の半数を占めること。2点目に農業者以外の者で、農業委員会と利害関係を有しない者を1名以上含むこと。3点目に年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配

慮することとされているところでございます。

このたびの提案は、現農業委員の任期が本年7月19日付けをもって満了となりますことから、農業委員候補者の公募を行ったところ、委員定数11名に対して推薦8名、応募5名の合計13名の応募がありました。委員候補者の選考にあたっては、新冠町農業委員候補者評価委員会設置要綱に基づき、委員会を設置のうえ、同委員会に対して諮問を行い、報告のありました評価結果を踏まえ、今議会において上程するものでございます。

それでは同意2号から第12号までの提案内容について、本会議資料に基づいて御説明いたします。なお説明は、同意頂いた方の履歴を省略させていただき住所、氏名等についての御説明とさせていただきます。

同意第2号は、字太陽居住の鎌田直樹さん、認定農業者です。

同意第3号は、字東泊津居住の橋本浩さん、認定農業者です。

同意第4号は、字東町居住の前田晃さん、非利害関係者です。

同意第5号は、字古岸居住の佐々木碧さん、職業は農業。

同意第6号は、字若園居住の泉澤敬治さん、認定農業者です。

同意第7号は、字朝日居住の飛渡清一さん、認定農業者です。

同意第8号は、字万世居住の梶川憲一さん、認定農業者です。

同意第9号は、字太陽居住の山本将之さん、職業は農業です。

同意第10号は、字東川居住の庄野照彦さん、認定農業者です。

同意第11号は、字高江居住の村田康彰さん、認定農業者です。

同意第12号は、字明和居住の清水秀人さん、認定農業者です。

以上が同意第2号から同意第12号の提案内容でございます。御審議を賜り、提案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第2号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第10号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号について採決を行います。

お諮りいたします。同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第12号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第16 諮問第2号

○議長(氏家良美君) 日程第16、同意第13号、新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長(佐藤正秀君) 同意第13号、新冠町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

新冠町教育委員会委員の佐藤和枝さんは、令和8年6月24日をもって任期満了となるので、後任委員に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

同意を求め方は、新冠町字美宇156番地の1にお住まいの益子歩さんで、昭和54年11月7日生まれの酪農業の方でございます。

益子さんは、お子様2人が学生でいらっしゃいますが、小中学校時代には、学校行事及

びPTA活動にも積極的に参加されるなど、教育熱心で保護者仲間からも信望が厚く、教育環境向上のために保護者の立場から、地域と教育とつなぐ役割を担う上で適任と判断いたしました。任命の同意を求めるものでございます。

このたびの任命は前任者と同様に、保護者枠の位置づけとなります。

なお、委員の任期は4年間です。

以上が同意第13号の提案理由でございます。提案どおり御決定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第13号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第13号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第17 諮問1号

○議長（氏家良美君） 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本件は、令和8年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の亀田佳子さんの後任につきまして、引き続き亀田さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方は、記載のとおり新冠町字東町24番地の18にお住まいの亀田佳子さん、昭和34年12月28日生まれでございます。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、地域における人権相談や人権侵害の被害者救済活動、また、住民の皆さんに対する人権啓発活動を行うことを職務としております。委員の任期は3年であります。

今回意見を求める亀田さんは、小学校教諭として長く在職され、また、ボランティア活動にも積極的に参加されるなど人格、識見に優れ、公正な判断力を有する方であり、人権擁護委員としても熱心に活動頂いていることから、適任であると判断し、人権擁護委員と

して推薦いたしたく、意見を求めようとするものです。

以上が諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由でございます。提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第18 報告第2号

○議長（氏家良美君） 日程第18、報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再会 午前11時 4分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 報告第2号

○議長（氏家良美君） 日程第19、報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和7年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和8年度事業

計画及び予算に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

御手元に配付の報告第3号資料により説明いたします。当該資料は、去る5月22日開催の株主総会において承認、可決されたものでございます。

主な令和7年度事業について説明いたしますので、2ページをお開きください。下段、全体の項目中、1行目から4行目までの記載を読み上げます。結果として、乗馬クラブは8100万円の事業収入を得ましたが、利用者数は減少に転じました。また、道の駅物産館では販売品売上げ8800万円の事業収入を得ました。会社全体では、総事業収入1.7億円弱を計上し、今期の経常利益は214万3362円、当期純利益165万5830円となりました、とあります。

次に、令和7年度の経営状況について決算報告書、損益計算書で説明いたしますので、5ページをお開きください。主だった科目の額を読み上げ、その後前年度比を口頭で述べます。読み上げる額は、金額の欄右側の欄に記載の金額になります。純売上高合計1億6991万4103円、前年度比7598万2636円の減、仕入れ経費などからなる売上げ原価は7210万6457円、前年度比7906万5467円の減、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は9780万7646円、前年度比308万2831円の増。人件費などからなる販売費及び一般管理費は、9679万3211円、前年度比389万2015円の増。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は101万4435円、前年度比80万9184円の減となっています。続いて営業外収益は122万2751円、前年度比61万4586円の増、営業外費用は9万3824円、前年度比1239円の増、営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた経常利益は214万3362円、前年度比19万5837円の減となっています。経常利益から法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期純利益は165万5830円、前年度比16万7670円の減であり、令和7年度は黒字決算となっています。

次に資産状況の概略について貸借対照表で説明しますので、4ページにお戻りください。貸借対照表における資産の部、資産合計8101万1858円、前年度比115万1482円の増となっています。主に流動資産中、売掛金が現金化され現金、預金の科目が前年度比863万5330円増加したことによります。次に、右の欄に移りまして、負債の部、負債合計1605万528円、前年度比50万4348円の減。下段に移ります。純資産の部、繰越利益剰余金は2596万1330円で、この額は昨年度の繰越利益剰余金2430万5500円に、今年度の当期純利益165万5830円を加算した額となっています。純資産合計は6496万1330円、前年度比165万5830円の増となっています。負債純資産合計は資産合計と同額の8101万1858円です。

次に、令和8年度事業について説明いたしますので、12ページをお開きください。令和8年度事業計画案です。概要のみ申し上げます。営業展開として、隣接施設での連携強化とオリジナル商品の開発と販売、中長期的な事業展開として、高規格道路建設排出土砂の搬入工事完了後において、ロングトレッキングコースを開設するなどの中長期的な事業

展開を構想しています。

次に、14ページをお開き頂きたいと思います。令和8年度収支予算書における見積損益計算書です。表の上、収入の部、令和8年度予算事業収入の合計は、1億8千万円。表の下、支出の部、令和8年度予算事業支出の合計は1億7800万円。表の最下段差し引き、令和8年度益金予算額は200万円となっています。前年度決算額との比較で36万円の当期純利益の減額を見込んでいますが、これは馬匹管理費を175万円増額予算とするなど、諸経費の増加を見込んだ結果となっています。

15ページ、16ページは乗馬クラブ、道の駅それぞれの見積損益計算書です。後刻御覧頂きたいと思います。

以上が報告第3号、有限会社にいかっふホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてです。よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号は、報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程第20 報告第4号

○議長（氏家良美君） 日程第20、報告第4号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 報告第4号、放棄した債権の報告について。新冠町債権管理条例第15条第1項の規定により、別紙報告書のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

次のページをお開きください。債権放棄報告書でございます。記載した内容は、放棄した債権の名称、放棄年月日、件数、金額、債権放棄の事由を記載しており、2つの債権で件数が3件、放棄した債権の金額は12万70円でございます。今回放棄した債権は、町有地貸付料と水道使用料の2つの債権で、倒産等により債務者の住所が不明となり、地方自治法施行令の規定による徴収停止の処分から3年を経過していることから、管理条例第15条第1項第5号の規定により放棄したものが1件、破産法による免責となり納入義務がなくなったことから、条例第15条第1項第2号の規定により放棄したものが2件となっております。

以上が、放棄した債権の報告についての説明でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。町有地貸付料のところですがけれども、徴収停止期間が経過した3年経過したということでした。この貸付けのスタートはいつからだったのか。また、場所についてもお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 貸付場所は明和地区にある町有地でございます、平成17年10月に賃貸借契約を締結して貸付けを行っているところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第4号について、報告のとおり受理することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告のとおり受理することといたします。

◎日程第10 報告第5号

○議長（氏家良美君） 日程第21、報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 報告第5号、繰越明許費繰越計算書について、提案理由を申し上げます。

令和7年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

繰越した事業につきましては、令和8年第1回臨時会及び令和8年第1回定例会の補正予算において議決を頂いたものです。繰越明許費とは、予算が成立して事業を執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰越して執行することができるというものです。

繰越しにあたっては、法の規定において、歳出予算を翌年度に繰越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされており、繰越計算書の調製を終えたことから、本定例会で報告をするものです。

次ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書です。令和7年度より6件の事業について繰越しをいたしました。

1つ目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は戸籍住民基本台帳費でございます、金額313万9千円に対し、翌年度繰越額は184万8千円で、財源は全額国道支出金でございます。本事業は、国の補正予算を活用し、戸籍の附票記載事項に旧氏及

びその振り仮名を追加できるよう、住民基本台帳及び戸籍附票システムを改修するものですが、予算措置の時期が年度末となり、年度内の完了が見込めないことから、戸籍附票システムに係る改修費184万8千円を繰越したものでございます。

2つ目は、3款民生費、1項社会福祉費、第2回新冠町物価高騰対応家計応援特別給付金事業でございまして、金額1008万2千円に対し、翌年度繰越額は271万8千円で、財源は全額国道支出金でございます。本事業は、国が定める総合経済対策に基づき、町民1人当たり1万8千円を給付する事業で、事業期間を令和8年1月から6月末までとしており、未執行の271万8千円を繰越したものでございます。

3つ目は、3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当でございまして、金額628万8千円に対し、翌年度繰越額は340万8千円で、財源は全額国道支出金でございます。本事業は、国が定める総合経済対策に基づき、子ども1人当たり2万円を給付する事業で、事業期間を令和8年1月から6月末としており、未執行の340万8千円を繰越したものでございます。

4つ目は、7款土木費、1項道路橋梁費、道路メンテナンス補助事業でございまして、金額1653万円の全額を翌年度に繰越したもので、財源は国道支出金が993万3千円、一般財源が659万7千円でございます。本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の維持管理にかかる費用で、節婦小橋橋梁整備事業の進捗を図るため、北海道との協議により令和7年度の執行残を本事業に充当したもので、予算措置の時期が令和8年1月となり、年度内完了が見込めないことから、事業費全額を繰越したものでございます。

5つ目は、8款1項ともに消防費、節婦町地区津波避難タワー建設事業でございまして、金額4億4655万円の全額を翌年度に繰越したもので、財源は国道支出金が2億9770万円、町債が1億4880万円、一般財源が5万円でございます。本事業は、令和6年度からの継続事業でございまして、国の補正予算により追加内示となりましたが、予算措置の時期が年度末となり、年度内完了が見込めないことから、事業費全額を繰越したものでございます。

6つ目は、9款教育費、2項小学校費、小学校管理運営費でございまして、金額7027万9千円に対し、翌年度繰越額は6748万5千円で、財源は国道支出金が2898万2千円、町債が3820万円、一般財源が30万3千円でございます。本事業は、国の補正予算を活用し、避難所指定をしている新冠小学校体育館に空調設備を整備するものですが、予算措置の時期が令和8年1月となり、年度内に完了が見込めないことから繰越したものでございます。

以上が報告第5号、繰越明許費繰越計算書の提案理由です。御審議を賜り、報告のとおり受理くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） はい、6番竹中です。民生費のことについてお伺いいたします。金額、翌年繰越金額と、それから国道支出金の金額が同額となっておりますけれども、これは時期をなけば、繰越しされることなく実施されるということで理解してよろしいですか。

○議長（氏家良美君） 質問の趣旨がちょっと分からないので、もう少し詳しくお願いいたします。

○6番（竹中進一君） 社会福祉費については1000万超えの金額となっておりますけれども、そのうちの271万8千円はこの繰越しになってますよね。ですから、当初の予算に対して271万8千円というのは、後ほど収入として受け入れるということで理解してよろしいんですか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） お答えいたします。まず、新冠町物価高対応家計応援特別給付金事業につきましては、当初予算につきましては9048万5千円、総トータルです。9048万5千円を予算措置しておりました。それで、3月の上旬段階で、4月に繰越しが見込まれる額ということで、記載の1008万2000円。そして、実際に繰越しが決定したのが271万8千円ということになります。続いて、物価高対応子育て応援手当です。これについては、予算総額1660万5千円を予算措置しておりましたけども、そのうち3月の上旬の段階で繰越しを1660万5千円を見込んで、そのうち執行額が3月末で1653万円ということで、確定しております。実際のところは、以上です。すみません。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 私のほうでちょっと補足いたしますが、いずれの事業もですね、この事業期間は令和8年6月までということになっております。会計上ですね、3月末で事業は終わりますんで、その部分は、まだ給付できてない部分につきましては、繰越しをして翌年度に8年度に持ってきました。8年度において、給付した実績に基づいて、歳入も入ってきますし、それは、これは10分の10の補助金ですから、給付した額に合わせた歳入が入ってくるというような内容になっております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

報告第5号については、報告のとおり受理することといたします。

◎日程第22 承認第2号～日程第23 承認第3号

○議長（氏家良美君） 日程第22、承認第2号、専決処分について、日程第23、承認第3号、専決処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第2号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。新冠町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年3月31日付をもって専決処分したものです。改正及び専決理由並びに改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております承認第2号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

はじめに、改正理由及び専決理由であります。物価高への対応への観点から、物価上昇に連動して、基礎控除額等を引き上げる仕組みを創設するほか、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に引き上げる。強い経済の実現に向けた対応として、設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行うほか、自動車関連諸税について環境性能割の廃止、軽油取引税の当分の間税率の廃止を行う。また、国際観光旅客税の税率引上げや、防衛特別所得税の創設等を行うために、所要の措置を講じた令和8年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、原則令和8年4月1日から施行されました。これに伴い、令和8年4月1日施行の部分について新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから、専決処分を行ったものです。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

1つ目は、住民税関係であります。3点あり、1つは配当課税に係る所要の措置でございますが、上場株式等の配当等に係る住民税は、5%の税率で特別徴収が行われ、納税者の意思で他の所得と合わせて確定申告をするか、申告をせず分離課税の対象とするか選択可能ですが、大口株主が受け取る配当等については、所得税は選択可能ですが、住民税は特別徴収がされずに、総合課税として申告しなければいけなかったものですが、これを所得税と同様に選択可能とするものでございます。

2つ目は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例でございますが、家畜市場等特定の市場で売却した場合に、その売却で生じた農業所得に係る町民税の所得割を免除する適用期限を3年延長するものでございます。

3つ目は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例でございますが、適用期限を3年延長するものでございます。

2ページに移ります。2つ目は、固定資産税関係であります。1点ございます。わがまち特例の課税標準の割合及び固定資産税から、減額する割合を定める規定の追加等でございますが、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の見直しを行い、適用期限

を3年延長する改正と、高齢者移動等円滑化法に規定する特別特定建築物に該当する実演芸術公演施設等について、基準に適合する改修工事を行ったものに係る固定資産税は、固定資産税の3分の1に相当する金額を減額する見直しを行い、これを3年延長するものでございます。

3ページに移ります。3つ目は、軽自動車税関係であります。軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございまして、環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止し、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするものであります。4つ目は、地方税法改正に伴う条文の整備でございまして。これは、地方税法の改正に伴う項ずれ等の反映を行ったものでございます。

4ページに移ります。附則です。第1条、施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行します。第2条固定資産税に関する経過措置です。第1項は、改正後の新冠町税条例、新条例と言いますが、の規定中、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。第2項は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得した改正前の地方税法、旧法と言います。附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。第3項は、旧法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税は、なお従前の例によるものです。第3条軽自動車税に関する経過措置です。第1項は、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。第2項は、この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する環境性能割については、なお従前の例によるものです。第3項は、令和7年度以前の年度分の種別割については、なお従前の例によるものです。第4条は、新冠町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。新冠町税条例の一部を改正する条例、平成26年新冠町条例第12号の附則第6条中、の種別割を削るものでございます。

以上が、承認第2号、新冠町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございまして。御審議賜り、報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、承認第3号、専決処分について説明申し上げますので、お聞き願います。

承認第3号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

次のページをお聞き願います。専決処分書。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年3月31日付けをもって専決処分したものです。

1ページをお聞きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。

はじめに、提案理由でございますが、令和8年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されました。このため、新冠町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから、専決処分を行ったものです。

国民健康保険税については、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税軽減を図るため、保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額の見直しがされております。具体的には、国保税の構成のうち、基礎課税分に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるとともに、国保税の軽減対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずるべき金額を5割軽減対象世帯に適用される30万5千円を31万円に、2割軽減対象世帯に適用される56万円を57万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開きください。第2条、第2項ただし書中66万円を67万円に改めるのは、基礎課税額の限度額の引上げでございます。23条第1項中66万円を67万円に改めるのは、先ほど同様に基礎課税額の引上げ。同項第2号中、30万5千円を31万円に改めるのは、5割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。

3ページをお開きください。同項3号中56万円を57万円に改めるのは、2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。23条第3項第1号の改正は、法律改正にあわせて規定の整備を行ったものでございます。

1ページにお戻りください。附則です。第1項は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行する。第2項は適用区分で、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、承認第3号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

最初に、承認第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○議長（氏家良美君） 確認のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再会 午前11時46分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

武藤議員の質疑について、不規則、不穏当な発言あったように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。発言の中では意見として申し上げますが、会議規則第54条第3項において、議員は質疑にあたっては自己の意見を述べるできないと規定していますので、休憩前に行った武藤議員の質疑は認めません。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって承認第2号については報告のとおり承認されました。

次に、承認第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第24 承認第4号

○議長（氏家良美君） 日程第24、承認第4号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 承認第4号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書。令和7年度新冠町一般会計補正予算について、

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年3月31日付をもって専決処分したものです。

このたびの専決処分は、本年3月の第1回定例会において議決を頂きました令和7年度の補正予算以降に、額が確定となりました譲与税等の歳入及び基金積立金等の歳出について予算措置をしたもので、議会を開く暇がなかったことから、専決処分をしたものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算。このたびは2回目の専決補正予算となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1352万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2819万9千円にしたものです。

それでは、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、10ページから11ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費313万1千円の減。事業1、ふるさと納税特典付加事業の7節報償費358万1千円の減額は、ふるさと納税に係る返礼品の送料を減額したもので、ふるさと納税見込額2億5千万円の3%相当を見込んでおりましたが、ふるさと納税実績額の1.3%相当に収まったことによるものです。

11節役務費45万円の増額は、ふるさと納税ポータルサイト運営会社に支払う手数料で、ふるさと納税見込額2億5千万円の12%相当を見込んでおりましたが、ふるさと納税実績額が見込額より184万5千円の増額となり、これに付随して増額となったものでございます。5項企画費208万8千円の減。事業1、新冠町物価高騰対応家計応援特別給付金事業の18節負担金補助及び交付金268万円の減額は、物価高騰対応家計応援特別給付金で、課税世帯を対象に1世帯当たり1万5千円を給付するとともに、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり5千円を加算する給付事業でございますが、事業完了に伴い、執行残を減額するものです。事業2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の22節償還金利子及び割引料59万2千円の増額は、過年度分物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金で、令和6年度に交付決定を受けた交付金9740万8千円について、未執行となった59万2千円を返還するために計上したものです。9目財政調整基金費213万8千円の減。事業1、財政調整基金費の24節積立金131万2千円の増額は、積立金利子の確定に伴う増額です。事業2、財政調整基金費の24節積立金345万円の減額は、移住促進住宅ナナカマド5棟の売払収入を基金に積み立てる予定でしたが、入札落札者1名の購入辞退があり、減額するものです。10目減債基金費29万7千円の追加。事業1、減債基金費の24節積立金29万7千円の増額は、積立金利子の確定に伴う増額です。11目ふるさとづくり基金費1329万4千円の追加。事業1、ふるさとづくり基金積立金の24節積立金687万円の増額は、ふるさと納税の増収分で497万6千円、一般寄附金で102万円、積立金利子で87万4千円をそれぞれ増額するものです。事業2、ふるさとづくり基金積立金の24節積立金642万4千円の増額は、町有牛売払収入で466万9千円、町有牛受精卵売払収入で175万5千円をそれぞれ増額するものです。12ページから13ページに移ります。14目企業版ふるさと納

税基金費603万9千円の追加。事業1、企業版ふるさと納税基金費の24節積立金603万9千円の増額は、法人3社からの寄附金で600万円、積立金利子で3万9千円をそれぞれ増額するものです。14ページから15ページに移ります。11款1項ともに公債費、2目利子125万円の追加。事業1、公債費利子の22節償還金利子及び割引料125万円の増額は、歳計現金の不足により、各基金から一時借入れた利子相当額を計上するものです。

次に歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。2款地方譲与税、1項1目ともに地方揮発油譲与税35万9千円の減。続いて、2項1目ともに自動車重量譲与税161万9千円の追加。続いて、3項1目ともに森林環境譲与税30万4千円の減。続いて、3款1項1目ともに利子割交付金109万2千円の追加。続いて、4款1項1目ともに配当割交付金77万5千円の追加。続いて、5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金285万4千円の追加。続いて、6款1項1目ともに法人事業税交付金35万7千円の追加。続いて、7款1項1目ともに地方消費税交付金1382万7千円の追加。続いて、9款1項1目ともに地方特例交付金41万円の減。以上は、いずれも額の確定によるものです。8ページから9ページに移ります。10款1項1目ともに地方交付税1億1174万円の追加は額の確定によるものです。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金252万2千円の追加は、各基金の積立金利子の確定によるものです。2項財産売払収入、1目物品売払収入642万4千円の追加。説明欄1、町有牛売払収入466万9千円の増額は、1頭当たりの枝肉重量の増加等により増額になったもの。2、町有牛優良受精卵売払収入、175万5千円の増額は、黒毛和種の市場良化から受精卵移植の需要が高まり、販売個数が増加したものです。2目不動産売払収入345万円の減額は、町有財産売払い収入で、移住促進住宅ナナカマド5頭の売払いを見込んでおりましたが、入札落札者1名から購入辞退があり、減額するものです。17款1項ともに寄附金、2目指定寄附金886万5千円の追加。説明欄1、ふるさとづくり事業指定寄附金、企業版ふるさと納税600万円の増額は、法人3社からの寄附金です。2、ふるさとづくり事業指定寄附金184万5千円の増額は、ふるさと納税寄附金の確定によるものです。なお、令和7年度のふるさと納税寄附金は、総件数で1227件で、2億5184万5千円の実績となりました。3、ふるさとづくり事業指定寄附金、ふるさと納税対象外分102万円の増額は、個人1名、法人1社からの寄附金です。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1億3237万1千円の減額は、財源調整として余剰金を繰り戻すものです。20款諸収入、4項5目ともに雑入34万2千円の追加は、国民健康保険税収納率向上対策事業費用負担金で、国民健康保険税の収納率向上のため一般会計が負担した費用実績について、国保会計から収納するものです。

以上が承認第4号、専決処分提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第4号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括で行います。
発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって承認第4号については報告のとおり承認されました。

◎日程第25 承認第5号

○議長(氏家良美君) 日程第25、承認第5号、専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長(新宮信幸君) 承認第5号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年3月31日付をもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年3月の第1回定例会において議決頂きました令和7年度の補正予算以降に額が確定または確定見込みとなった歳入及び歳出について予算措置をしたもので、議会を開く暇がなかったことから、専決処分をしたものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1707万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8486万6千円としたものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費34万2千円の追加。18節負担金補助及び交付金34万2千円の増額は、収納率向上対策事業費負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち、国保税に関する費用を負担するものです。10ページから11ページに移ります。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費1540万7千円の減。18節負担金補助及び交付金1540万7千円の減額は、療養給付費に係る保険者負担額で、額の確定によるものです。2目療養費75万円の減。18節負担金補助及び交付金75万円の減額は、療養費に係る保険者負担額で、額の確定によるものです。12ページから13ページに移ります。3款国民健康保険事業費納付金、

1 項医療費納付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、補正額はありませんが、当該経費の充当財源として、道支出金に予算計上しております保険給付費等交付金の額が確定し、4 3 万 6 千円の増額となりましたので、補正額の財源内訳において特定財源を増額し、一般財源を減額したものです。1 4 ページから 1 5 ページに移ります。4 款 2 項ともに保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額はありませんが、当該経費の充当財源として道支出金に予算計上しております保険給付費等交付金の額が確定し 4 9 万 9 千円の増額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源を増額し一般財源を減額したものです。1 6 ページから 1 7 ページに移ります。6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 1 2 5 万 5 千円の減。2 2 節償還金利子及び割引料 1 2 5 万 5 千円の減額は、国税更正決定還付金の決算見込みによる減額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、6 ページから 7 ページをお開きください。1 款 1 項共に国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 6 0 5 万 9 千円の減。1 節医療給付費分現年課税分 4 1 9 万 9 千円の減額、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 1 3 4 万 1 千円の減額、及び 3 節介護給付費分現年課税分 5 1 万 9 千円の減額は、それぞれ調定見込額の 9 5 % を収納額として見込んだものです。3 款道支出金、1 項道負担金、1 目保険給付費等交付金 1 4 9 6 万 9 千円の減。1 節保険給付費等普通交付金 1 5 6 5 万 7 千円の減額は、歳出予算に計上の保険給付費の額の確定によるものです。2 節保険給付費等特別交付金 6 8 万 8 千円の増額のうち、保険者努力支援分 1 5 万 6 千円の減額、及び特別調整交付金 2 5 万 2 千円の減額は、それぞれ額の確定によるもの。都道府県 2 号分繰入金 1 0 9 万 6 千円の増額は、保健事業費に対する交付金の額の確定によるものです。5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5 1 万 5 千円の減。4 節その他一般会計繰入金 5 1 万 5 千円の減額は、システム改修に係るデジタル基盤改革支援補助金の確定に伴う減額です。2 項 1 目共に基金繰入金 4 4 7 万 3 千円の追加。1 節基金繰入金 4 4 7 万 3 千円の増額は、歳入歳出の差引きで生じた財源不足について繰入れするものです。

以上が、承認第 5 号、令和 7 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に係る専決処分の提案理由でございます。御審議を賜り、報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第 5 号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括で行います。
発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第 5 号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については報告のとおり承認されました。

◎日程第26 議案第27号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

泉、明和辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

辺地に係る総合整備計画は法の定めにより計画期間は5年間でございます。計画策定が整いますと、掲載された事業の財源として辺地対策事業債を発行することができます。辺地対策事業債は、後年次の元利償還金に対し80%が交付税措置されますことから、自治体の財政運営上大変有利な地方債となります。

このたび策定しようとする辺地総合整備計画において計画したのは、道路整備事業及び飲用水供給施設整備事業でございます。計画の策定にあたり、事前に北海道知事に対し協議を行いましたところ、5月12日付けで異議がない旨の回答がありましたことから、議会の議決を得たのち、総合整備計画書を総務大臣へ提出しようとするものです。

2ページをお開きください。泉辺地に係る総合整備計画を次のとおり策定しようとするものです。（1）辺地の概況ですが、辺地を構成する町村または字の名称は、新冠郡新冠町字泉、新栄、若園、岩清水。地域の中心の位置は新冠郡新冠町字泉31番地。辺地度点数は329点です。（2）公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、泉辺地は酪農、肉牛、軽種馬、畑作及び稲作農家が混在している農業地帯でございます。道路は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化計画に基づき、本事業を実施するものです。飲用水供給施設は、老朽化した導水管や配水管からの漏水が著しく、地域の生活や営農に支障を来していることから、機能保全計画に基づき、本事業を実施するものです。（3）公共的施設の整備計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、道路の事業主体は新冠町、事業費は2665万円。財源内訳は、特定財源が1680万円、一般財源は985万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は900万円です。本計画では、響橋1橋の長寿命化事業を予定しております。飲用水供給施設の事業主体は北海道及び新冠町で、事業費は12億4200万円。財源内訳は、特定財源が9億6255万円、一般財源は2億7945万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2億7900万円です。本計画では、新明地区営農飲雑用水施設整備事業を計画し、北海道に対する負担金及び町単独事業を予定しております。

3 ページをお開きください。2、明和辺地に係る総合整備計画を次のとおり策定しようとするものです。(1) 辺地の概況ですが、辺地を構成する町村または字の名称は新冠郡新冠町字明和。地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字明和142番地10。辺地度点数は、294点です。(2) 公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、明和辺地は酪農、軽種馬及び畑作農家が混在している農業地帯でございます。道路は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化計画に基づき、本事業を実施するものです。飲用水供給施設は、老朽化した導水管や配水管からの漏水が著しく、地域の生活や営農に支障を来していることから、機能保全計画に基づき、本事業を実施するものです。(3) 公共的施設の整備計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、道路の事業主体は新冠町、事業費は3510万円。財源内訳は、特定財源が2220万円、一般財源は1290万円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は1200万円です。本計画では、開明橋1橋の長寿命化事業を予定しております。飲用水供給施設の事業主体は北海道及び新冠町で、事業費は1億3800万円。財源内訳は、特定財源が1億695万円、一般財源は3105万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は3100万円です。本計画では、新明地区営農飲雑用水施設整備事業を計画し、北海道に対する負担金及び町単独事業を予定しております。

以上が、議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第27号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第27号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第28号

○議長（氏家良美君） 日程第27、議案第28号、新冠町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第28号、新冠町税条例の一部を改正する条例について。新冠町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただきます、御手元に配付しております、議案第28号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

はじめに、提案理由ですが、令和8年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日施行部分につきましては、新冠町税条例を専決処分により一部改正を行い、本日の定例会において報告、承認を受けたところでありますが、施行日が令和9年1月1日以降の部分について、今回所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明申し上げますので、個人町民税関係と固定資産税関係の2つでございます。

1つ目は、個人町民税関係であります。6点あります。1つは、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しでございますが、扶養親族等申告書の提出義務がある者は、現在、所得税が課税となる年金収入が205万円以上の者であります。これを個人住民税が課税される148万円以上の者にするものでございます。これにより、市町村も年金支払者から提出される公的年金等支払報告書で、配偶者や扶養親族等の把握が可能となります。2つ目は、特定一般用医療医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長でございますが、いわゆるセルフメディケーション税制で、スイッチOTC医薬品の購入に係る適用期限を撤廃するものでございます。次に3つ目は、住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除の延長でございますが、個人住民税における住宅ローン控除は、所得税で控除し切れなかった額を個人住民税から控除する仕組みで、この適用期限を令和25年度分まで延長するものでございます。次のページです。4つ目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の見直しでございますが、譲渡した土地等が地すべり防止区域内に存する場合には、本特例の適用はできないこととするものでございます。5つ目は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例の新設でございますが、暗号資産取引業を行う者に暗号資産を譲渡等をした場合には、他の所得と分離して課税するものでございます。6つ目は、地方税法等の改正に伴い条文を整理したものでございます。なお、施行日でございますが、①から③までの改正は令和9年1月1日から、④の改正は令和10年1月1日から、⑤の改正は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日でございます。⑥につきましては整理した各条文の施行日は、記載のとおりでございます。

2つ目は、固定資産税関係であります。1点ございまして、免税点の見直しでございますが、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円にそれぞれ

免税点を引き上げる改正であります。なお、施行日は令和9年4月1日です。3ページに移ります。附則でございます。第1号は、施行期日で、この条例は令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとして、第1号は(2)①の固定資産税の免税点の見直しに係る改正規定と附則第3条の施行期日を定めております。令和9年4月1日から施行するものです。第2号は、(1)④の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例に係る改正規定と(1)⑥の条文の整理部分と附則第2条第4項の施行期日を定めており、令和10年1月1日から施行するものです。第3号は、(1)⑤の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例に係る改正規定と(1)⑥の条文の整理部分と附則第2条第3項及び第5項の施行期日を定めており、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものです。第2条は、町民税に関する経過措置で、(1)①の扶養親族等申告書は、令和9年1月1日以後に支払いを受けるべき公的年金等の支払者に提出する申告書について適用し、令和9年1月1日前に支払いを受けるべき公的年金等の支払者に提出した申告書については、なお従前の例によるものです。第2項は、(1)③の住宅ローン控除の規定は、令和8年1月1日以後に改正後の租税特別措置法に規定する居住用家屋等に居住の用に供する場合に適用し、令和8年1月1日前に改正前の租税特別措置法に規定する居住用家屋等を居住の用に供した場合については、なお従前の例によるものです。第3項は、前条第3号に掲げる規定による改正後の町条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日、括弧、第3号施行日と言いますの属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。第4項は、前条第2号に掲げる規定による改正後の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例は、令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用するものです。第5項は、前条第3号に掲げる規定による改正後の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人町民税について適用するものです。第3条は、固定資産税に関する経過措置で、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の固定資産税の免税点は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

以上が、議案第28号、新冠町税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第28号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第28号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第29号～日程第29 議案第30号

○議長（氏家良美君） 日程第28、議案第29号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第29、議案第30号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上、2件を一括議題といたします。

提案理由を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第29号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以下のとおり定めようとするものです。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております議案第29号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧頂きたいと思っております。

はじめに、1、提案理由ですが、記載のとおり、本条例は児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等を実施する民間事業者に対する認可権限が市町村にあることから、国が定める基準に準拠して、町が認可基準として定めております。今回、令和7年法律第29号の児童福祉法等の一部を改正する法律により、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、満3歳以上限定小規模保育事業が創設され、この事業に対する国の基準整備が行われたことから、町においても条例改正を行うものです。また、今回の改正に伴いまして、現行法令との整合性を図る必要もあることから、併せてこれも行います。

改正内容に入る前に、家庭的保育事業等と今回創設された満3歳以上限定小規模保育事業について、簡単に触れさせていただきます。家庭的保育事業等とは、囲い欄にも記載のとおり、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類を指し、総称して地域型保育事業と言います。0歳から2歳児の乳幼児を対象として、小規模で少人数の保育サービスを行うことを目的とする事業で、20名以上の大規模施設を補完する事業となっております。これまで大規模施設でしか行えなかった満3歳以上児童に対する保育を可能とするため、新たに創設された事業が本事業であります。本事業の運営基準につ

いては、これまでの小規模保育事業A型と同じになります。

それでは、改正内容について説明します。まず、(1) 今回の改正によるものについてです。第18条は、事業者等が整備しなければならない内部規程について規定しておりますが、満3歳以上限定小規模保育事業に対して、利用定員の規定を定めなければならないことについて、追加する改正。2ページを御覧ください。第27条は、小規模保育事業の区分について規定しておりますが、小規模保育事業A型の中に、満3歳以上限定小規模保育事業を含める内容に改正。第29条は、小規模保育事業A型の職員配置について規定しておりますが、満3歳以上限定小規模保育事業の職員配置をA型に適用させるための改正。第35条は、小規模保育事業C型の利用定員について規定しておりますが、満3歳未満を対象とした小規模保育事業の引用条文が変更されたことから改正。第48条は、小規模保育事業について家庭的保育規定の一部を準用することについて規定されておりますけれども、今回の改正に合わせた文言整理を行うため、改正をさせていただきます。次に、(2) 現行法令との整合を図るための必要な整理についてです。記載のとおり、第6条の保育所等との連携に関する規定については、現行条例においては第2項以降の規定が整備されておらず、また今回の改正内容も含まれることから、今回、国の基準に合わせた改正を行うものです。第6条の規定内容を第1項から順に説明していきます。第1項は、家庭的保育事業者に対して、利用児童の適正、確実な教育保育等が受けられるよう、記載する保育内容の支援、代替保育、満3歳以上到達後の受入れに関して協力が受けられるよう、保育所等との連携施設を確保する義務について規定しております。3ページを御覧ください。第2項及び第3項は、第1項の保育内容の支援に係る連携施設の確保、免除できる場合などについて規定。第4項及び第5項は、第1項の代替保育に係る連携施設の確保、免除できる場合などについて規定。第6項及び第7項は、第1項の満3歳以降の受入れに係る連携施設の確保、免除できる場合などについて規定しております。以上が第6条の規定内容となります。次に、3、附則でございます。本条例は公布の日から施行します。また、経過措置として、令和9年3月31日までの条例改正される期間は、国の基準が適用されるみなし期間となりますが、みなし期間の終期を条例で定める必要があることから、その記述について、条例の公布の日と規定します。

以上が議案第29号の提案理由となります。関連がございますので、引き続き、議案第30号について御提案させていただきます。

議案第30号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以下のとおり定めようとするものです。

提案理由及び改正内容につきましては、先ほど同様、議案第30号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧頂きたいと思っております。

まずはじめに、1の提案理由でございます。事業者が子ども子育て支援法に基づき、施設型給付費などの国の補助金を受けるためには、町から利用定員や運営に関する基準を満

たしているか確認を受ける必要があります。本条例は、この確認を行うための基準規定であり、国の基準に準拠して規定してございます。先ほど議案第29号の提案理由でも申し上げましたとおり、今回、満3歳以上限定小規模保育事業が創設され、この事業に対する国の基準整備が行われたことから、町においても条例改正を行うものです。また、今回の改正に伴い、現行法令と整合性を図るために必要があることから、それも併せて行いたいと思います。

それでは、改正内容について説明いたします。まず、(1) 今回の改正によるもので、アに記載の定義の改正による条例改正の内容になります。今回、国の基準第2条の改正により、新たな用語が定義されております。新たな用語といたしまして、小規模保育事業が満3歳未満児を対象とした満3歳未満等保育事業と満3歳以上を対象とした満3歳以上限定保育所事業に分かれ、規定されたほか、満3歳以上の教育認定された児童の定義用語として、教育認定子ども、満3歳以上の保育認定された児童の定義用語として、満3歳以上保育認定子ども、満3歳未満及び満3歳以上の保育認定された児童の定義用語として保育認定子どもが追加規定されました。このことにより、国の基準において、この用語を用いた条文整理が行われたことから、条例改正を行うものです。2ページをお開きください。この理由により改正する条文は、第6条ほか囲い欄に記載の条文となります。次に、イのその他今回の改正によるものについて説明を申し上げます。第12条は、事業者等に対して教育及び保育の提供に関して記録する義務について規定しておりますが、今回の改正に合わせた見出しの文言整理が行われていることから改正をするもの。第20条は、特定教育保育事業者に対する運営規程を定める義務について規定しておりますが、今回の改正に合わせた文言整理を行うことから改正。第22条は、特定教育保育施設の利用定員遵守について規定しておりますが、今回の改正に合わせた見出しの文言整理を行うことから改正。第37条は、特定地域型保育事業の利用定員について規定しておりますが、満3歳以上限定小規模保育事業が追加されたことによって、この事業における利用定員について追加する改正。第39条は、事業者等に対する正当な理由のないサービス提供の拒否、禁止等について規定しておりますが、他の事業と同様、創設された満3歳以上限定小規模保育事業者に対しても定員超過時における保育等の必要性を考慮した優先的な利用を図るよう選択しなければならないことを追加して規定。第46条は、特定地域型保育事業者に対する運営規程を定める義務について規定しておりますが、今回の改正に合わせた文言整理を行うことから改正。第48条は、特定地域型保育事業の利用定員遵守について規定しておりますが、今回の改正に合わせた見出しの文言整理を行うことから改正。第50条は、特定教育保育施設等の運営に関する基準の一部を特定地域型保育事業に準用するための規定で、今回の改正に合わせた文言整理を行うことから改正。第51条は、満3歳未満等小規模保育事業において教育認定子どもの利用を認める場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守することなどについて規定しておりますが、今回の改正に合わせた文言整理を行うことから改正。第51条の2は、今回の改正により新たに新設されたもので、満3歳以上限定小

規模保育事業において、教育認定子どもの利用を認める場合は地域型保育事業の認可基準を遵守することについて規定。規定 3 ページを御覧ください。次に、(2) 現行法令との整合を図るための必要な整理についてでございます。まず、第 25 条は、事業者等に対して利用児童の虐待等を禁止する規定ですが、国の基準に合わせた文言整理を行ったもの。次に、第 42 条は、特定教育保育施設等との連携に関する規定になりますが、一部規定が整備されておらず、また今回の改正内容も含まれることから、国の基準に合わせた改正を行うものです。規定内容について御説明申し上げます。第 1 項は、居宅訪問型を除く特定地域型保育事業所等に対して、利用児童の適正、確実な教育保育等が受けられるよう記載する保育内容支援、代替保育、満 3 歳以上到達後受入れに関して協力が受けられる特定教育、保育施設等の連携施設を確保する義務があることを規定。第 2 項及び第 3 項は、第 1 項の保育内容支援に係る連携施設の確保、免除できる場合などについて規定。第 4 項及び第 5 項は、第 1 項の代替保育に係る連携施設の確保、免除できる場合などについて規定。4 ページをお開きください。第 6 項及び第 7 項は、第 1 項の満 3 歳以降の受入れに係る連携施設の確保を免除できる場合などについて規定。第 8 項は、今回新たに規定されたもので、満 3 歳以上限定小規模保育事業者に対して継続受入れに係る連携協力を求める必要がないことを規定。第 9 項は、居宅訪問型保育事業者に対する専門的支援を受入れられる施設を確保する義務について規定。第 10 項は、定員 20 名以上の事業所内保育事業者に対する保育内容支援、代替保育の連携を求める必要がないことを規定。第 11 項は、企業から委託を受けて実施する事業所内保育事業者は連携施設の確保を要しないことを規定。第 12 項は、特定地域型保育事業者に対して、満 3 歳児を次の施設へ円滑に移行できるよう、他の施設との連携に努めなければならないことを規定。以上が第 42 条の規定内容となります。次に、3、附則でございます。本条例は公布の日から施行します。また、経過措置として、令和 9 年 3 月 31 日までの条例改正されるまでの期間は、国の基準が適用されるみなし期間となりますが、みなし期間終期となる記述を条例で定める必要がありますことから、その記述について、条例の公布の日と規定をしております。

以上が議案第 30 号の提案理由でございます。先ほど御提案いたしました議案第 29 号と併せ、御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 29 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第29号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再会 午後 2時10分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第30 議案第31号

○議長(氏家良美君) 日程第30、議案第31号、新冠町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 議案第31号、新冠町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。新冠町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。

町内公共交通は、平成23年度より西新冠地区において予約運行方式であるデマンドバスの運行を開始し、平成27年度より町が実施主体となって、定時定路線のバス運行を実施してきましたが、本年5月1日からは町内全域において、AIオンデマンドバスの本格運行を始めたことから、条例で定める利用に係る規定等について所要の改正を行うものがございます。

一部改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げますので、3ページをお開きください。第9条、利用の制限。第1号中、旧の欄、満員のとき、又はの語句を削除し、第3号として、新の欄、事前の予約がないときを加え、同条旅客運賃を定める別表第5条関係中、旧の欄、運行の種類の一部、予約運行方式（デマンド型（区域運行））を、新の欄、オンデマンド方式（区域運行）に改め、同部にアプリケーション予約のときの旅客運賃、大人200円、小児100円を加える。また、運行区域を定める備考の表中、字名の欄の記載を西新冠地域から町内全域の記載に改めるものがございます。2ページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和8年5月1日から適用する。

以上が、議案第31号新冠町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第31号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第32号

○議長（氏家良美君） 日程第31、議案第32号、令和8年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第32号、令和8年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和8年度新冠町一般会計補正予算。このたびは1回目の補正となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億993万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4693万2千円にしようとするものです。第2条は地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正によるものです。はじめに地方債の補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。第2表地方債補正。1、追加です。温泉施設整備事業、限度額1660万円は、新冠温泉レ・コードの湯レストラン棟の冷暖房システム更新工事に係る過疎債になります。現年発生単独災害復旧事業、限度額80万円は、令和8年5月1日から2日にかけての大雨により被災した、町道1路線及び林道1路線に係る現年発生単独災害復旧事業債で、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりです。2、変更です。過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保などソフト事業に充当している過疎債で、日高振興局からの通知により、発行限度額が当初通知額よりも180万円の増額となったことから、限度額6390万円を補正後6570万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還方法に変更はありません。なお、増額分の180万円につきましては、国保診療所に対する一般会計繰出金に充当をしております。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、12ページから13ページをお開き願います。説明につきましては、主要事業に係る6月補正予算説明資料を配付させていただいておりますので、ここに掲載の事業につきましては、簡潔に行わせていただきます。また、人件費に係る補正につきまして、正職員分は4月1日付人事異動に伴う各科目間の調整のほか、昇給昇格による増額、共済費率の確定に伴う減額、保育所の採用見送りなど、合計で306万9千円の減額となっており、予算措置の人数は補正前の129名から1名減の128名でございまして、また、会計年度任用職員分につきましては、正職員の配置によりフルタイムの職員が3名減になるなど、合計で1716万3千円の減額となっており、予算措置の人数は補正前の79名から2名減の77名でございまして、これら人件費に当たる2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の説明は省略いたしますので御了承願います。それでは説明に入ります。1款1項1目ともに議会費16万円の減額は、人件費の調整によるものです。14ページから15ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2054万円の追加。説明欄の下段、事業2、一般事務費の20節貸付金120万円の増額は、医療職及び福祉職養成修学資金貸付金で、医療職養成学校に就学される貸付希望者1名からの新規申込みにより増額するものです。事業3、OA推進費の12節委託料990万円の増額は、グループウェア利用環境構築業務委託料で、当町は職員の業務効率化のため、職員間での連絡調整やスケジュール管理、ファイル共有等を一体的に行うグループウェアを導入しております。現行システムの導入から15年が経過し、老朽化による不具合が頻繁に生じているため更新を行うものです。

16ページから17ページに移ります。3目財産管理費58万8千円の追加。事業1、町有建物維持管理費の10節需用費58万8千円の増額は、旧青年の家宿泊等に係る電気料で、当該施設は本年6月から法人1社に貸付けし、当該法人の事業活動に活用されますが、法人との取り決めにより、電気料については、町が管理をする体育館分と一括して町が電力会社へ支払い、後日、旧宿泊棟の使用実績に基づき、実費額を法人より徴収する扱いとしたため、旧宿泊棟の電気料見込額を計上するものです。5目企画費556万1千円の追加。事業1、定住移住促進対策経費の18節負担金補助及び交付金106万1千円の増額のうち、中古住宅流通交付金56万1千円の増額は、中古住宅の売買1件に係るもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金50万円の増額は、取得された中古住宅1戸の改修費に対するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。事業2、新冠町創業支援事業の18節負担金補助及び交付金450万円の増額は、新冠町創業支援事業補助金で、当町で新たに創業を予定されている法人2社に対し、起業当初に必要な経費の一部を補助するもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。18ページから19ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費1148万5千円の追加は人件費の調整によるものです。20ページから21ページに移ります。3項1目ともに戸籍住民基本台帳費210万3千円の減。事業2、戸籍住民基本台帳費の12節委託料142万1千円の増額は、社会保障税番号制度システム整備に係る委託料で、住民基本台帳システムに新たに旧氏及びその振り仮名を追加するための改修で、詳細は説明資料3ページのとおりです。事業3、マイナンバーカード交付事務費の12節委託料19万6千円の増額は、本人確認書類裏書印字システムプリンターの改修業務に係る委託料で、本年6月より導入される特定在留カードへの対応となり、詳細は説明資料4ページのとおりです。22ページから23ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費7万2千円の追加。事業1、指定統計調査事業7万2千円の増額は、経済センサス活動調査に係る事務費をそれぞれ調整するものです。24ページから25ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費977万1千円の追加は人件費の調整によるものです。2目老人福祉費7296万円の追加は、介護サービス特別会計で説明いたします。26ページから27ページに移ります。4目地域包括支援センター費4万3千円の追加は人件費の調整によるものです。5目老人福祉施設費29万7千円の追加。事業1、高齢者共同生活施設管理運営費の17節備品購入費29万7千円の増額は、あいあい荘に設置している風呂用のボイラーが経年劣化により故障したため、更新を行うものです。7目生活館費8千円の減額は人件費の調整によるものです。28ページから29ページに移ります。2項児童福祉費、3目児童福祉施設費494万4千円の減額。続いて、4目認定こども園費849万5千円の減額は、いずれも人件費の調整によるものです。30ページから31ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費18万円の追加。続いて、3目環境衛生費57万1千円の減額は、いずれも人件費の調整によるものです。4目診療所費、補正額はありますが、過疎債ソフト事業に係る追加配分額180万円を国保診療所特別会計繰出金に充当したことによ

り、財源内訳が変更になったものです。32ページから33ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費3万5千円の減額は、人件費の調整によるものです。2目農業総務費196万7千円の減。事業2、農業振興事業補助金の18節負担金補助及び交付金21万3千円の増額は、農業次世代人材投資資金で新規就農者の経営定着を目的とする国の支援制度になりますが、昨今の物価高騰等の影響により交付単価が引き上げられるもの。詳細は説明資料5ページのとおりです。3目農業振興費1万8千円の減額は人件費の調整によるものです。5目牧野管理費1001万9千円の減額。ページは35ページまでまたがりますが、人件費の調整によるものです。36ページから37ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費2万6千円の減額は人件費の調整によるものです。4目森林公園費49万5千円の追加。事業1、判官館森林公園施設整備費の10節需用費49万5千円の増額は、森林公園管理棟の修繕料で、管理棟に敷設するエプロン上屋の腐食が著しく、崩落の危険性があるため、これを撤去するものです。38ページから39ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費1万8千円の減額は、人件費の調整によるものです。40ページから41ページに移ります。6款1項ともに商工費、1目商工業振興費685万2千円の追加。事業1、地域産業6次化推進コーディネート事業の18節負担金補助及び交付金100万円の増額は、新冠町地域産業開発研修事業補助金で、町内の地域資源を活用し、地場製品の開発、製造を始める法人1社に対する補助金で、詳細は説明資料6ページのとおりです。事業2、商工業振興助成の18節負担金補助及び交付金585万2千円の増額は、地域経済循環創造事業補助金で、自家生産乳を活用し、新たに乳製品加工業を起業される町内酪農家1戸に対する補助金で、詳細は説明資料7ページのとおりです。2目観光費1924万5千円の追加。事業2、新冠温泉施設管理運営事業の10節需用費207万9千円の増額は、温泉棟玄関横の外壁に設置している丸太梁の交換及び独身寮に設置の給水ポンプユニットを更新するもの。12節委託料39万4千円の増額は、指定管理料として過年度発行の入浴回数券及び無料券の使用精算分を支払うもの。14節工事請負費1661万円の増額は、レストラン棟の冷暖房システムが故障し、修理不能のため更新を行うもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。42ページから43ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、3目道路新設改良費39万8千円の追加は人件費の調整によるものです。44ページから45ページに移ります。3項住宅費、2目住宅建設費5万1千円の追加は、人件費の調整によるものです。46ページから47ページに移ります。8款1項ともに消防費、2目災害対策費1020万円の追加。事業1、災害対策費の10節需用費500万円の増額は、大規模災害に備え、新冠町防災備蓄計画に基づき、食料、飲料水及び資機材等を購入するもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。事業2、避難所環境改善事業の17節備品購入費520万円の増額は、国の補正予算を活用し、避難所の環境改善を図るため、スポットクーラーやストーブ等の冷暖房資機材を購入するもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。48ページから49ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2653万6千円

の減。事業1、各種委員会経費の1節報酬2万6千円の増額は、奨学審議委員会委員報酬で、当初予算にて年1回の開催を見込んでおりましたが、後期に向けた追加申込みがあったため、1回分の開催費用を追加計上するものです。50ページから51ページに移ります。事業4、町立学校危機対応委員会16万2千円の増額は、学校運営におけるいじめや体罰などのアンケート調査の検証、また、学校内での諸般における相談機能など、町立学校の危機対応について、第三者の視点を取り入れた委員会を新たに設置するもので、委員会開催にかかる経費5回分を計上するものです。52ページから53ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費22万2千円の減額は人件費の調整によるものです。54ページから55ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費82万5千円の減額は人件費の調整によるものです。56ページから57ページに移ります。4項社会教育費、1目社会教育総務費226万7千円の追加。続いて、2項レ・コード館事業推進費7万8千円の減。続いて、3項図書費3万3千円の減。続いて、4項青少年育成費36万8千円の追加は、それぞれ人件費の調整によるものです。58ページから59ページに移ります。5項保健体育費、1目保健体育総務費374万4千円の追加は人件費の調整によるものです。60ページから61ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費58万9千円の追加。事業1、5月大雨災害復旧費の10節需用費58万9千円の増額は、本年5月1日から2日にかけての大雨により被災した、町道大狩部町田金井線谷口地先の修繕で、詳細は説明資料11ページのとおりです。62ページから63ページに移ります。2項農林業施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費28万4千円の追加。事業1、5月大雨災害復旧費の10節需用費28万4千円の増額は、本年5月1日から2日にかけての大雨により被災した林道セツ線リンドウ橋地先の修繕で、詳細は説明資料12ページのとおりです。

次に歳入について説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金732万4千円の追加。説明欄1、社会保障税番号制度システム整備費補助金142万円の増額は、歳出に計上の住民基本台帳システムの改修に対するもの。2、デジタル基盤改革支援補助金132万円の増額は、令和8年度当初予算に計上しておりましたが、自治体情報システム標準化対応業務委託料に対するもので、当初は補助採択の見込みが不明であったため、歳入予算を計上しませんでした。3、マイナンバーカード交付事務費補助金19万5千円の増額は、歳出に計上のマイナンバーカード交付に係るプリンターの改修に対するもの。4、地域経済循環創造事業国庫補助金438万9千円の増額は、歳出に計上の新たに乳製品加工業を起業される町内酪農家1戸への町補助金に対するものです。5目消防費国庫補助金260万円の追加は、歳出に計上の避難所の環境改善を図るための資機材購入費に対するものです。15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金27万1千円の追加。1、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金は、障害福祉分野の人材確保のために緊急措置された処遇改善のための補助

金で、子ども発達支援センターあおぞらが対象施設となることから計上するものです。4目農林水産業費道補助金21万3千円の追加は、歳出に計上の農業次世代人材投資資金に対するものです。3項道委託金、1目総務費道委託金7万1千円の追加は、歳出に計上の経済センサスに対するものです。17款1項ともに寄附金、2目指定寄附金5万円の追加は、法人1社からの寄附申出によるものです。18款繰入金、1項基金繰入金、4目企業版ふるさと納税基金繰入金400万円の追加は、企業版ふるさと納税基金条例に基づき繰り入れるもので、歳出に計上の防災備蓄品の購入費に充当するものです。19款1項1目ともに繰越金7545万4千円の追加は、財源調整として前年度繰越金を財源化するものです。20款諸収入、4項5目ともに雑入74万9千円の追加。説明欄1、雇用保険個人負担分1万1千円の減額、人件費の調整によるもの。2、その他雑入58万8千円の増額は、歳出に計上の旧青年の家宿泊棟に係る電気料使用分として、貸付先の民間法人に負担頂くもの。3、障害施設等物価高騰支援金17万2千円の増額は、物価高騰の影響を受けている障害施設などの負担軽減を目的とした北海道からの支援金で、子ども発達支援センターあおぞらが対象施設となることから計上するものです。10ページから11ページに移ります。21款1項ともに町債1920万円の追加につきましては、4ページの地方債補正で説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

以上が議案第32号、令和8年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第32 議案第33号

○議長（氏家良美君） 日程第32、議案第33号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（湊昌行君） 議案第33号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。このたびは1回目の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億161万7千円としようとするものです。

補正内容につきましては、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費7301万8千円の追加。説明欄、事業1、介護サービス事業運営費。2節給料及び3節職員手当等の増額は、人事異動に係る一般職員人件費の調整。4節共済費40万8千円の減額及び18節負担金補助及び交付金1万8千円の増額は、負担率の調整によるもの。

説明欄事業2、特別養護老人ホーム建設事業7311万4千円の追加。恵寿荘の改築基本構想に基づき、日高德洲会病院の建設スケジュールに合わせ、同病院の建設敷地エリアへ移転改築を進めるものです。12節委託料2810万5千円の追加。特別養護老人ホーム基本設計業務委託料は、建設費概算額の積算や外観図ほか作成、建築構造全般に伴うVE提案などの業務を委託するもの。特別養護老人ホーム基本設計発注者支援業務委託料は、基本設計業務に係る技術的関与や事業計画の検討など、監督員補完業務を委託するもの。18節負担金補助及び交付金、特別養護老人ホーム開発行為等業務負担金4500万9千円の追加は、特別養護老人ホーム建設に際し、日高德洲会病院建設に伴う業務と整合性を図る必要がありますことから、関係業務において連携を図り実施するもので、同一敷地内の土地利用計画や排水計画など申請許可上、一体的な開発が必要となりますことから、開発設計及び開発行為許可申請業務、併せて関連する建物の地質調査及び敷地内への道路整備実施設計業務について、事業規模の大きい日高德洲会病院に業務を依頼し、係る費用について応分の負担をするもの。事業の詳細は予算説明資料13ページのとおりです。2目短期入所生活介護事業費5万8千円の減額、4節共済費5万8千円の減額は、負担率の調整によるもの。

次に歳入について御説明申し上げますので、6ページから7ページをお開き願います。2款繰入金、1項1目1節いずれも一般会計繰入金で7296万円の追加は、歳入歳出精査に伴う不足額を一般会計から繰り入れるもの。

以上が議案第33号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時44分 閉議）